

国立大学法人群馬大学荒牧地区構内交通規制実施要項

平成29. 9. 20 制定

改正 平成29. 12. 1 令和 2. 4. 1

令和 3. 4. 1 令和 4. 4. 1

令和 5. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この要項は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）の荒牧地区構内（以下「構内」という。）の交通安全及び教育・研究環境を保持するため、構内における交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律105号。）に定める自動車（自動二輪車を除く。）をいう。
- (2) 「自動二輪車」とは、道路交通法に定める自動二輪車及び原動機付自転車をいう。
- (3) 「車両」とは、前2号に定めるものをいう。
- (4) 「学部等」とは、共同教育学部、情報学部、総合情報メディアセンター、大学教育・学生支援機構、研究・産学連携推進機構、数理データ科学教育研究センター、食健康科学教育研究センター、ダイバーシティ推進センター、監査室及び事務局をいう。

(交通規制の総括)

第3条 学長は、構内の交通規制についてこれを総括する。

(適用除外)

第4条 この要項に基づく交通規制は、緊急自動車（消防車、救急車等）、郵便車両、タクシー及び公用車については適用しない。

(入構規制)

第5条 構内に車両により入構できる者は、別表第1に定める入構許可基準に該当する者で、学長の許可を受けたものに限る。ただし、教職員・学生等が急を要する場合、来客・業者等が入構する場合は、当日1日に限り守衛所に申し出た上で入構することができる。

(入構時間)

第6条 構内に車両により入構できる時間は、6時から22時までとする。

(臨時措置)

第7条 学長は、本学の校務遂行上又は緊急事態のため特に必要が生じた場合には、臨時に交通規制の方法等を変更することができる。

(交通指導員)

第8条 学長は、構内の交通規制を円滑に実施するため、教職員のうちから各学部等に交

通指導員を任命することができる。

2 交通指導員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、その補欠の交通指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 交通指導員は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 構内の車両の走行及び駐車に関する指導
- (2) 構内における違反者に対する口頭注意又は文書警告
- (3) 違反の態様に応じた構外への車両退去の指示等
(学部等の長の任務)

第9条 学部等の長は、構内の交通規制を円滑かつ効果的に実施するため、学部等に係る次に掲げる事項について、交通規制の実施に当たるものとする。

- (1) 前条第3項第2号に規定する交通指導員からの再三の警告にもかかわらず、違反を繰り返す者の氏名及び車両番号の掲示を行うこと。
- (2) その他必要な措置を講ずること。

(入構許可)

第10条 構内に車両により通勤・通学又は業務等のため入構しようとする者は、別紙様式第1号から第6号の「入構許可証交付申請書」により学長に申請し、入構許可証（以下「許可証」という。）の交付を受けなければならない。

2 学長は、学部等の長の審査（業者等を除く。）を経て、許可証を交付するものとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第5条ただし書の場合は、守衛所において入構許可申請及び許可証の交付をできるものとする。

4 第1項に規定する許可証は、次に掲げる3種類とする。

(1) 入構許可証

年度の末日を限度として入構を許可する場合に交付

(2) 入構許可証【臨時】（事前申請）

臨時的に1日から1ヶ月を限度とする期間の入構を許可する場合に交付

(3) 入構許可証【臨時】（当日申請）

当日1日限りで入構を許可する場合に交付

5 申請及び交付担当窓口は、別表第2のとおりとする。

(許可証の表示)

第11条 許可証の交付を受けた者は、許可証を運転席前面の識別できる位置に表示しておかなければならない。

(許可証の返還)

第12条 許可証の交付を受けた者は、有効期限が到来したとき、大学が返還を求めたとき又は配置換えや退職等により不要となったときは、直ちに許可証を返還しなければならない。

(許可証の変更手続)

第13条 許可証の交付を受けた者は、車両の更新等により許可証の記載内容に変更が生じたときは、速やかに変更手続をしなければならない。

2 学長は、前項により変更の手続がなされたときは、許可証の記載内容を変更し、交付

するものとする。

(許可証の再交付)

第14条 許可証の交付を受けた者は、許可証を紛失又は汚損したときは、速やかに再交付
手続をしなければならない。

2 学長は、前項により再交付の手続がなされたときは、事実の確認を行い、再交付する
ものとする。

(許可証の譲渡等禁止)

第15条 許可証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(車両走行等に係わる遵守事項)

第16条 車両により構内に入構する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 構内における車両の走行は、すべての場所において歩行者を優先とする。

(2) 車両の走行に際しては、道路標識等に従い、かつ、徐行するものとする。

(3) 構内の指定された駐車場又は自動二輪車置場以外への車両の駐車は、原則として
禁止する。

(4) 車両による構内移動は、駐車のための走行以外は原則として禁止する。

(5) 車両の終夜駐車は、原則として禁止する。

(6) 第7条の規定に基づき、学内行事・入学試験その他の事由により臨時の交通規制が
行われるときは、これに従わなければならない。

(7) その他本学が必要と認める事項

(違反者に対する措置)

第17条 学長は、この要項に規定する事項に違反を繰り返した者及び許可の申請に当たっ
て虚偽の内容を記載した者については、許可の取消しを行う。

(盗難・破損等)

第18条 構内における車両の盗難・破損等の事故については、本学は一切その責任を負わ
ない。

(長期放置車両の処分)

第19条 構内に長期間放置された車両は、一定の公示手続を経た上で、これを撤去する。
ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両使用者の負担とする。

(道路交通法との関係)

第20条 この要項に定めるもののほか、構内の交通については、道路交通法の規定を準用
する。

(要項の改廃)

第21条 この要項の改廃は、学長が行う。

附 則

1 この要項は、平成29年9月20日から施行する。

2 群馬大学荒牧地区構内交通規制実施要項（平成16年8月31日制定）は廃止する。

3 この要項の施行日前に、旧要項の規定により駐車票の交付を受けた者は、新要項の規
定により入構を許可されたものとみなす。

附 則

この要項は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)
入構許可基準

許可証の区分	許可期限	許可対象の別	基準	
			個別	共通
入構許可証	年度の末日	教職員	1 身体的理由(障害・病弱)等により、自動車による通勤を必要とする者	国立大学法人群馬大学荒牧地区構内交通規制実施要項に規定する事項に関し、重大な違反経歴のないこと。
			2 原則、大学までの通勤距離が片道2キロメートル以上の者(自動車等の交通用具による通勤手当支給対象に限る。)	
			3 他学部の教職員で講義・会議等のため自動車が入構する必要がある者	
			4 2の範囲内の地域から通勤する者で、職務上著しく支障がある場合、又は特別の事由により、自動車が入構する必要がある者	
		学生	1 身体的理由(障害・病弱)等により、自動車による通学を必要とする者	
			2 (共同教育学部・情報学部)荒牧町、関根町、川原町、緑が丘町、川端町、日輪寺町、南橋町、上小出町3丁目及び敷島町以外の地域から通学する者	
業者等	3 (医学部・理工学部1年生) 通学距離が3キロメートル以上の者			
	4 2及び3の範囲内の地域から通学する者で、特別の事由により自動車が入構する必要がある者			
		本学と継続的取引のある業者及び構内福利施設関係者等で、特に通年入構許可証の交付が適当と認められる者		
入構許可証【臨時】(事前申請)	1日から1ヶ月を限度とする期間	教職員	1 臨時的に、勤務が早朝又は深夜となり公共交通機関の利用が困難と認められる者	
			2 重量物・大型荷物を搬入・搬出する者	
			3 その他特別の事由により、日、期間を限って自動車が入構する必要がある者	
		学生	1 (共同教育学部・情報学部)荒牧町、関根町、川原町、緑が丘町、川端町、日輪寺町、南橋町、上小出町3丁目及び敷島町から通学し、学業遂行上又は課外活動遂行上やむを得ない事由により、日、期間を限って自動車で通学する必要がある者	
			2 (医学部・理工学部1年生) 通学距離が3キロメートル未満で、学業遂行上又は課外活動遂行上やむを得ない事由により、日、期間を限って自動車で通学する必要がある者	
			3 その他特別の事由により、日、期間を限って自動車が入構する必要がある者	
	外来者・業者等	1 本学の教職員等を来訪する外来者		
		2 本学で実施される行事等に参加する外来者		
		3 図書館を利用する学外者		
		4 物品納入及び工事等のため入構する業者		
入構許可証【臨時】(当日申請)	1日	教職員	1 他学部の教職員で講義・会議等のため自動車が入構する必要がある者	
			2 特別の事由により、1日に限り自動車が入構する必要がある者	
		学生	1 他学部の学生で授業や課外活動のため自動車で通学する必要がある者	
			2 課外活動等のため重量物・大型荷物を搬入・搬出する者	
			3 特別の事由により、1日に限り自動車が入構する必要がある者	
		外来者・業者等	1 本学の教職員等を来訪する外来者	
	2 本学で実施される行事等に参加する外来者			
	3 図書館を利用する外来者			
	4 物品納入及び工事等のため入構する業者			

(注)

- 1 個別基準の他、共通基準を満たしていること。
- 2 個別の欄中入構許可証の教職員の項第1号並びに学生の項第1号については、申請するに足りる理由を各学部等で確認すること。
- 3 個別の欄中入構許可証の教職員の項第4号並びに学生の項第4号については、申請するに足りる理由を各学部等で確認すること。
- 4 個別の欄中入構許可証の業者等の項について、構内福利施設関係者等にあつては、申請するに足りる理由を各学部等で確認すること。
- 5 個別の欄中入構許可証の教職員の項第4号及び入構許可証【臨時】(事前申請)の教職員の項第3号に定める特別な事由とは、子の送迎、家族の介護、附属学校園の長の兼務等により1日に複数回入出構の必要があると認められる事情、その他のやむを得ない事情をいう。
- 6 個別の欄中入構許可証の学生の項第4号及び入構許可証【臨時】(事前申請)の学生の項第3号に定める特別な事由とは、大学院生及び専攻科生の研究活動等により1日に複数回入出講の必要があると認められる事情、その他のやむを得ない事情をいう。
- 7 入構許可証は、公共交通機関利用による通勤手当を受給している者には交付しない。
- 8 共通基準及び個別基準を満たしていても、入構許可証を交付しない場合がある。

別表第2（第10条関係）
申請及び交付担当窓口

学部等	教職員	非常勤講師	学生	外来者・業者	窓口
共同教育学部	○	○	○	○	共同教育学部事務部
情報学部	○	○	○	○	情報学部事務部
医学部（医学系研究科及び保健学研究科を含む。）及び理工学部（理工学府を含む。）の学生	-	-	○	○	学務部教務課
総合情報メディアセンター	○	-	-	○	研究推進部総合情報メディアセンター課
大学教育・学生支援機構	○	○	-	○	学務部教務課
荒牧地区に研究室を有する理工学部教員					
研究・産学連携推進機構	○	-	-	○	研究推進部研究推進課
数理データ科学教育研究センター	○	-	-	○	研究推進部研究推進課
食健康科学教育研究センター	○	-	-	○	研究推進部研究推進課
ダイバーシティ推進センター	○	-	-	○	総務部総務課
監査室	○	-	-	○	総務部総務課
事務局	○	-	-	○	総務部総務課 財務部財務課 学務部教務課 研究推進部研究推進課 施設運営部施設企画課

※入構許可証の発行は総務部総務課

入構許可証交付申請書（教職員用）

群馬大学長 殿

国立大学法人群馬大学荒牧地区構内交通規制実施要項第10条に基づき、下記のとおり駐車許可証の交付を申請します。

なお、許可証の記載内容に変更が生じたときは、同要項13条に基づき、速やかに届け出ます。
また、有効期限が到来したとき、大学が返還を求めたとき、又は、配置換えや退職等により不要となったときは許可証を返還いたします。

※太枠内を記入して下さい。

申請年月日	(元号) 年 月 日										
所属部署等											
職 名											
フリガナ						職員番号					
氏 名											
住 所	〒										
	※現在居住している住所										
連絡先	携帯電話:					内線:					
確認事項	国立大学法人群馬大学荒牧地区構内交通規制実施要項に規定する事項に関し、重大な違反経歴のないこと。(この申請書において「違反歴」とは、要項第15条における許可証の譲渡禁止、要項第16条における車両走行等に関わる遵守事項に従わなかった場合等の荒牧地区構内交通規制の違反歴を指しており、道路交通法上の違反歴ではありません。)										違反経歴 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

該当する許可基準（該当の番号のいずれかに○）

該当する許可基準（該当の番号のいずれかに○）
<p>1 身体的理由(障害・病弱)等により、自動車による通勤を必要とする者</p> <p>2 原則、大学までの通勤距離が片道2km以上の者(自動車等の交通用具による通勤手当支給対象に限る。)</p> <p>3 他学部の教職員で講義・会議等のため自動車で入構する必要のある者</p> <p>4 2の範囲内の地域から通勤する者で、職務上著しく支障がある場合、又は特別の事由により、自動車で入構する必要のある者</p> <p>理由()</p>

車両情報

メーカー・車種名	陸運局	数字	かな	4桁No.	色
(記載例) トヨタ プリウス	群馬	500	あ	1234	白

学部等担当者
確認欄

入構許可証交付申請書（学生用）

群馬大学長 殿

国立大学法人群馬大学荒牧地区構内交通規制実施要項第10条に基づき、下記のとおり駐車許可証の交付を申請します。

なお、許可証の記載内容に変更が生じたときは、同要項13条に基づき、速やかに届け出ます。
また、有効期限が到来したとき、大学が返還を求めたとき、又は、自動車による入構が不要となったときは許可証を返還いたします。

※太枠内を記入して下さい。

申請年月日	(元号) 年 月 日										
所属学部等・年次 (○及び学年記入)	(教 ・ 情 ・ 医 ・ 理 ・ 教育学研究科 ・ 教育特別専攻科 ・ 社会情報学研究科) 年										
フリガナ	学籍番号										
氏 名											
住 所	〒										
	※現在居住している住所										
連絡先	携帯電話:										
確認事項	国立大学法人群馬大学荒牧地区構内交通規制実施要項に規定する事項に関し、重大な違反経歴のないこと。(この申請書において「違反歴」とは、要項第15条における許可証の譲渡禁止、要項第16条における車両走行等に関わる遵守事項に従わなかった場合等の荒牧地区構内交通規制の違反歴を指しており、道路交通法上の違反歴ではありません。)										違反経歴 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

該当する許可基準（該当の番号のいずれかに○）

該当する許可基準（該当の番号のいずれかに○）	
<p>1 身体的理由(障害・病弱)等により、自動車による通学を必要とする者</p> <p>2 (共同教育学部・情報学部)荒牧町、関根町、川原町、緑が丘町、川端町、日輪寺町、南橘町、上小出町3丁目及び敷島町以外の地域から通学する者</p> <p>3 (医学部・理工学部1年生)通学距離が3キロメートル以上の者</p> <p>4 2及び3の範囲内の地域から通学する者で、特別の事由により自動車を入構する必要のある者</p> <p>理由()</p>	指導教員等 確認欄

車両情報

メーカー・車種名	陸運局	数字	かな	4桁No.	色
(記載例) トヨタ プリウス	群馬	500	あ	1234	白

学部等担当者
確認欄

入構許可証交付申請書（業者等用）

群馬大学長 殿

国立大学法人群馬大学荒牧地区構内交通規制実施要項第10条に基づき、下記のとおり駐車許可証の交付を申請します。

なお、許可証の記載内容に変更が生じたときは、同要項13条に基づき、速やかに届け出ます。
また、有効期限が到来したとき、大学が返還を求めたとき、又は、自動車による入構が不要となったときは許可証を返還いたします。

※太枠内を記入して下さい。

申請年月日	(元号) 年 月 日
フリガナ	
会社名及び 代表者名	
所在地	〒
連絡先	

車両情報

メーカー・車種名	陸運局	数字	かな	4桁No.	色
(記載例) トヨタ プリウス	群馬	500	あ	1234	白

該当する許可基準

該当する許可基準
本学と継続的取引のある業者及び構内福利施設関係者等で、特に通年入構許可証の交付が適当と認められる者

学部等担当者
確認欄

入構許可証交付申請書（教職員用・臨時）

群馬大学長 殿

国立大学法人群馬大学荒牧地区構内交通規制実施要項第10条に基づき、下記のとおり駐車許可証の交付を申請します。

なお、許可証の記載内容に変更が生じたときは、同要項13条に基づき、速やかに届け出ます。
また、有効期限が到来したとき、大学が返還を求めたとき、又は、配置換えや退職等により不要となったときは許可証を返還いたします。

※太枠内を記入して下さい。

申請年月日	(元号) 年 月 日					
申請期間	(元号) 年 月 日 から 月 日 まで (最長1ヶ月間有効)					
所属部署等						
職 名						
フリガナ				職員番号		
氏 名						
住 所	〒					
	※現在居住している住所					
連 絡 先	携帯電話:			内線:		
確認事項	国立大学法人群馬大学荒牧地区構内交通規制実施要項に規定する事項に関し、重大な違反経歴のないこと。(この申請書において「違反歴」とは、要項第15条における許可証の譲渡禁止、要項第16条における車両走行等に関わる遵守事項に従わなかった場合等の荒牧地区構内交通規制の違反歴を指しており、道路交通法上の違反歴ではありません。)					違反経歴 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

該当する許可基準・申請理由（該当の番号のいずれかに○）

該当する許可基準
1 臨時的に、勤務が早朝又は深夜となり公共交通機関の利用が困難と認められる者 2 重量物・大型荷物を搬入・搬出する者 3 その他特別の事由により、日、期間を限って自動車で入構する必要のある者 理由()

車両情報

メーカー・車種名	陸運局	数字	かな	4桁No.	色
(記載例) トヨタ プリウス	群馬	500	あ	1234	白

学部等担当者 確認欄

入構許可証交付申請書（学生用・臨時）

群馬大学長 殿

国立大学法人群馬大学荒牧地区構内交通規制実施要項第10条に基づき、下記のとおり駐車許可証の交付を申請します。

なお、許可証の記載内容に変更が生じたときは、同要項13条に基づき、速やかに届け出ます。
また、有効期限が到来したとき、大学が返還を求めたとき、又は、自動車による入構が不要となったときは許可証を返還いたします。

※太枠内を記入して下さい。

申請年月日	(元号) 年 月 日					
申請期間	(元号) 年 月 日 から 月 日 まで (最長1ヶ月間有効)					
所属学部等・年次 (○及び学年記入)	(教 ・ 情 ・ 医 ・ 理 ・ 教育学研究科 ・ 教育特別専攻科 ・ 社会情報学研究科) 年					
フリガナ						学籍番号
氏 名						
住 所	〒					
	※現在居住している住所					
連絡先	携帯電話:					
確認事項	国立大学法人群馬大学荒牧地区構内交通規制実施要項に規定する事項に関し、重大な違反経歴のないこと。(この申請書において「違反歴」とは、要項第15条における許可証の譲渡禁止、要項第16条における車両走行等に関わる遵守事項に従わなかった場合等の荒牧地区構内交通規制の違反歴を指しており、道路交通法上の違反歴ではありません。)					違反経歴 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

該当する許可基準・申請理由（該当の番号のいずれかに○）

該当する許可基準	
<p>1 (共同教育学部・情報学部) 荒牧町, 関根町, 川原町, 緑が丘町, 川端町, 日輪寺町, 南橋町, 上小出町3丁目及び敷島町から通学し, 学業遂行上又は課外活動遂行上やむを得ない事由により, 日, 期間を限って自動車に通学する必要のある者</p> <p>2 (医学部・理工学部1年生) 通学距離が3キロメートル未満で, 学業遂行上又は課外活動遂行上やむを得ない事由により, 日, 期間を限って自動車に通学する必要のある者</p> <p>3 その他特別の事由により, 日, 期間を限って自動車に入構する必要のある者</p> <p>理由()</p>	指導教員等 確認欄

車両情報

メーカー・車種名	陸運局	数字	かな	4桁No.	色
(記載例) トヨタ プリウス	群馬	500	あ	1234	白

学部等担当者
確認欄

入構許可証交付申請書（外来者用・業者等用・臨時）

群馬大学長 殿

国立大学法人群馬大学荒牧地区構内交通規制実施要項第10条に基づき、下記のとおり駐車許可証の交付を申請します。

なお、許可証の記載内容に変更が生じたときは、同要項13条に基づき、速やかに届け出ます。
また、有効期限が到来したとき、大学が返還を求めたとき、又は、自動車による入構が不要となったときは許可証を返還いたします。

※太枠内を記入して下さい。

申請年月日	(元号) 年 月 日
申請期間	(元号) 年 月 日 から 月 日 まで (最長1ヶ月間有効)
フリガナ	
会社名及び所属等	
フリガナ	
氏名	
所在地	〒
連絡先	

車両情報

メーカー・車種名	陸運局	数字	かな	4桁No.	色
(記載例) トヨタ プリウス	群馬	500	あ	1234	白

該当する許可基準(該当の番号のいずれかに○)

該当する許可基準	
1 本学の教職員等を来訪する外来者	訪問先()
2 本学で実施される行事等に参加する外来者	行事名等()
3 図書館を利用する学外者	
4 物品納入及び工事等のため入構する業者	用務先()

学部等担当者
確認欄